

担い手の育成・若手芸術家及び芸術創作活動の活動支援事業

【事業概要】

市内在住又は拠点にしている芸術家等を志す人材の育成・活動支援を当面の間（3年間で見直し）行い、次世代の文化芸術の担い手の育成を図る。

また、市民や民間団体等の文化芸術活動をまちづくりに活かすために、市の文化芸術の振興を目的とした創造的な文化芸術活動の支援を行う。

【対象となる申請者】

市内に住所又は活動の拠点がある個人又は団体（※市税の未納がない法人・団体・個人に限る。）

・スタート枠助成

これから活動を始めようとする個人若しくは団体、又は活動開始（結成から）5年以下の個人若しくは団体が行う文化芸術活動

・ステップアップ枠助成

既存の活動団体等の枠組み、活動範囲、活動内容を超えて、新たな発想で地域課題の解決や生活の質の向上につながる文化芸術活動

【対象となる文化芸術活動】

音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能、複合（核となる分野を特定できない芸術活動）

【対象となる活動経費】

対象事業の実施に要する経費（対象団体の団体運営のための経費を除く。）で、市長が対象事業の経費に必要があると認める経費

- ・ 報償費
- ・ 旅費
- ・ 需用費

- ・ 役務費
- ・ 委託料
- ・ 使用料
- ・ その他（上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの）

※他の公的助成制度と重複して補助を受けることは不可（ただし、民間の助成制度との重複は当助成事業の対象）

【申請上限額】

1件あたり5～50万円（予算100万円の範囲内）

【申請方法】

所定の申請用紙を文化スポーツ推進課に直接持参、郵送又はメール